1
Ç
2
Į

県 名	埼 玉 県	千 葉 県	東京都	神奈川県
① 名 称	後期高齢者医療広域連合設立準備 打合会	千葉県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会調整会議	東京都後期高齢者医療広域連合準備 委員会設立合同検討会	後期高齢者医療広域連合設立準備 検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備の ための打合会	広域連合設立準備委員会の設置に係る 所要の検討、調整を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立準備 のための合同検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備 のための検討会
③設置年月日	平成18年6月9日設置	平成18年7月6日設置	平成18年6月1日設置	平成18年4月27日設置
④ 業 務	設立準備委員会の設立準備の打合せ	設立準備委員会の構成、事務局、規約 等の検討	新制度に関する情報の収集・提供 等	設立準備委員会の設立に向けた 組織・事務局体制等の検討
⑤構成メンバー	[打合会]         ・市町       10名         (オブザーバー)       ・県医療課・県国市村課・市長会・町村会・市長会・町村会・国保連合会・国保連合会・国保連合会・事務局]	・県       3名         ・市町       7名         ・市長会・町村会       1名         ・国保連合会       1名         計 12名         事務局]         ・県	[合同検討会]  ·都 ·特別区 ·市町村 ·国保連合会 ·国保連合会  計 20名  計 20名  [合同事務局] ·都 ·特別区 ·市町村 2名  計 8名	(検討会]         ・県 1名         ・市町 9名         ・国保連合会 1名         計 11名         事務局]         ・県 2名

(

	l
C	5
C	ď
	ı

県 名	新潟県	富山県	石川県	福井県
① 名 称	新潟県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務局	富山県後期高齢者医療広域連合に 関する勉強会	石川県後期高齢者医療広域連合 設立準備検討会	後期高齢者医療広域連合設立 準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立に 関する調整機関	広域連合設立準備組織の設立準備 等に関する調査、研究を行う会議	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③設置年月日	平成18年6月2日設置	平成18年6月7日設置	平成18年6月13日設置	平成18年5月22日設置
④ 業 務	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整 等	新制度に関する情報収集及び研究 広域連合設立準備組織の設立準備 の研究 等	設立準備委員会の設立に向けた 組織・事務局体制等の検討	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整 等
⑤構成メンバー	・市町       5名         ・国保連合会       1名         (増員の可能性あり)       計 6名         計 6名       ・ 市長会         ・町村会       ・ 町村会	・県(高齢者医療担当課)       1名         ・市町村       8名         ・市町村       1名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         ・国保連合会       1名         計       12名         (オブザーバー)       ・県(広域連合設置許可所管課)         事務局]       ・県	(検討会)       ・県       1名         ・市町       5名         ・国保連合会       1名         計 7名       7名         [事務局]       ・県	(検討会]       ・県       1名         ・市町       6名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         ・国保連合会       1         計 10名

1
G
4
- 1

			1	
県名	山梨県	長 野 県	岐 阜 県	愛知県
① 名 称	山梨県後期高齢者医療広域連合 設立プレ準備委員会	長野県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会設置に関する検討会議	岐阜県後期高齢者医療制度研究会	愛知県後期高齢者医療広域連合 設立準備事務検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための委員会	広域連合を設立するための準備委員会 を設置する上で必要な事項を検討する 会議	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設立、後期高齢者医療の事業運営等 について調査、研究及び協議を行うため の合同研究会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年5月29日設置	平成18年5月19日設置	平成18年5月19日設置
④ 業 務	新制度に関する情報の収集 等 新制度の研究 等	準備委員会設立に関する所要の検討、 調整 等	新制度運営に向けて調査・研究・協議 等	設立準備委員会関係(組織・事務局 体制・規約案)の検討 等
	[プレ準備委員会]	[検討会議]	[研究会]	[検討会]
⑤構成メンバー	· 市町 7名 · 国保連合会 1名 · 県(事務局) 1名 計 9名  [事務局] - 県	・県(医療チーム、市町村チーム) ・8市町村(市4、町村4) ・市長会 ・町村会 計14名	・全市町村       42名         (顧問)       ・県       2名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         ・国保連合会       1名         ※研究会には「幹事会」を「幹事会」には「専門部会」を置く。         「事門部会」を置く。         「事務局]         ・会長市(岐阜市)	·県 3名 ·市町村 18名 ·国保連合会 3名 計 24名  [事務局] ·県

	ı
C	5
C	5
	ı

県 名	三重県	滋賀県	京都府	大 阪 府
① 名 称	三重県後期高齢者医療広域連合設立 連絡調整会議	滋賀県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会	後期高齢者医療制度検討会議	後期高齢者医療制度府·市町村 共同検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置のための連絡調整を行う会議	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合の設立準備等の検討をする ための検討会議	広域連合の設立準備等の検討
③設置年月日	平成18年7月3日設置	平成18年7月1日設置	平成18年6月27日設置	平成18年5月11日設置
④ 業 務	広域連合設立準備委員会及び広域連合 の設置に対する関係市町の基本的な考 え方の整理と市町間の連絡調整	広域連合設立のための所要の検討・ 調整 等	広域連合設立準備委員会設置準備 のための検討 広域連合設立に向けた課題整理	広域連合設立に向けた課題の整理 等
⑤構成メンバー	(検討会]       ・県       3名         ・市町       13名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         ・国保連合会       1名         計 19名    [事務局]     ・県	[役員]       ・名         ・会長       1名         ・副会長       1名         ・理事       若干名         ・監事       2名         [委員会]       ・全の町長         ・国保連合会       1名         ・国保連合会       1         ・公本       20         ・国保連合会       1         ・国保連合会       1         ・国保連合会       1         ・国保連合会       1         ・国保連合会       1         ・日本       1	<ul> <li>・府         ・全市町村 28名         ・国保連合会         ※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。</li> <li>「事務局」</li> <li>・府</li> </ul>	(共同検討会]         ・全体会議 府 府内全市町村 43名         ・代表者会議 府 府内代表市町村 11名         (オブザーバー) 国保連合会等         [事務局(庶務)]         ・府

	ı
C	5
C	7

県 名	兵 庫 県	奈 良 県	和歌山県	鳥取県
① 名 称	兵庫県後期高齢者医療広域連合設立 に関する検討会	後期高齢者医療広域連合設立検討会	和歌山県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会設置に向けての検討会	鳥取県後期高齢者医療広域連合設立 準備検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会設立準備の ための検討会	広域連合設立準備委員会の設立準備 のための検討会	広域連合設立準備委員会の設置に向け て関係者により検討をするための会議	広域連合設立準備委員会の設立準備 のための検討会
③設置年月日	平成18年5月29日設置	平成18年5月25日設置	平成18年5月30日設置	平成18年5月30日設置
④ 業 務	新制度に関する情報収集・提供・研究 等	設立準備委員会設置に向け、必要な 調査・検討・調整 等	設立準備委員会の設置に係る検討 (委員会の組織·事務局体制、運営 経費の負担方法等)	広域連合を設立するために必要な 検討・調査 等
	[検討会]	[検討会]	[検討会]	[検討会]
	・県 2名 ・市町 10名 ・市長会 1名 ・町村会 1名 ・国保連合会 1名	•県 4名 •市町 4名 •市長会 1名 •町村会 1名 •国保連合会 2名	·県 6名 ·市町 15名 ·市長会 1名 ·町村会 1名 ·国保連合会 2名	·県 1名 ·市町村 8名 ·市長会 1名 ·町村会 1名 ·国保連合会 1名 計 12名
⑤構成メンバー	計 15名	************************************		※検討会は、「幹事会」と「研究会」の 2段階組織とする。
	[事務局(庶務)]	[事務局]	[事務局]	[事務局]
	·県 ·神戸市	·県	・県	·県
	. *			·

	l	
C	5	1
-	_	Į
	١	

県 名	岡山県	広島県	山口県	徳島県
① 名 称	後期高齢者医療広域連合設立 ワーキンググループ	広島県後期高齢者医療広域連合設立 準備委員会	山口県後期高齢者医療広域連合 設立準備委員会事前検討会	徳島県後期高齢者医療広域連合 設置検討会
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立準備 のための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会を設立 するための事前検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
③設置年月日	平成18年4月21日設置	平成18年6月14日設置	平成18年5月22日設置	平成18年5月24日設置
④ 業 務	設立準備委員会の設立準備のための検討	広域連合設立のための所要の検討・ 調整 等	準備委員会の設立準備のための 検討	新制度に関する情報の共有 等 事務手続きの把握 等
⑤構成メンバー	「ワーキンググループ]         ・市町村       29名         (オブザーバー)       ・県         ・町村会       ・国保連合会         「事務局]       ・市長会	・会員会員       1名         ・部会長       1名         ・委員       4名         ・監事       2名         計 8名         ※委員会の他に「幹事会」と「部会」を設置。         [事務局]         ・県       2名         ・市町       2名         ・国保連合会       2名         計 6名	[事前検討会]  • 県(医務国保課、市町課) 2名 • 市町 10名  計 12名  [事務局]  • 市長会 • 町村会	(検討会]       ・県       1名         ・市町       10名         ・市村会       1名         ・国保連合会       1名         計 14名       計 5名         ・市町       ・県         ・県       1名         計 6名       計 6名

	l	
C	J	1
C	X	)
-	ı	

県 名	香川県	愛 媛 県	高知県	福岡県
① 名 称	後期高齢者医療広域連合の設置に係る 検討会	愛媛県後期高齢者医療広域連合 検討会	高知県後期高齢者医療広域連合 設立準備委員会検討会	福岡県後期高齢者医療広域連合設立検討事務局
② 位置付け	広域連合設立準備委員会を設置する ための所要の検討、調整を行うための 検討会	広域連合設置のための準備委員会の 円滑な設置を図るための検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会	広域連合設立準備委員会の設置の ための検討機関
③設置年月日	平成18年5月30日設置	平成18年5月26日設置	平成18年5月29日設置	平成18年7月3日設置
④ 業 務	設立準備委員会の設置検討・調整等	準備委員会の規約、設置場所、組織、 経費分担 等	新制度に関する情報の収集提供 等 設立準備委員会の規約案の検討 等	準備委員会の設置に関すること 等
⑤構成メンバー	「検討会」 ・県 2名 ・市町村 17名 ・国保連合会 1名 計 20名 ※検討会の下に「ワーキンググループ」を設置。  「事務局」 ・県	・県       1名         ・市町       3名         ・国保連合会       1名         計       5名         オブザーバー)       ・市長会、町村会         ・3市町以外の市町       事務局]         ・県	「検討会」       ・県       1名         ・市町村       10名         ・国保連合会       1名         計       12名         事務局]       ・県       2名	(検討事務局]         ・県       3名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         計       5名         (オブザーバー)       ・県(市町村担当課)         ・参加希望の市町村(69市町村)         「事務局(庶務)]         ・県

Ç	1
C	)
1	

県 名	佐 賀 県	長 崎 県	大 分 県	熊本県
① 名 称	後期高齢者医療広域連合設立のための検討会			熊本県後期高齢者医療広域連合準備 検討会議
② 位置付け	広域連合設立準備委員会の設立の ための検討会	広域連合を設立するための準備委員会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会	広域連合設立準備委員会を設置するため の所要の検討及び調整を行う会議
③設置年月日	平成18年5月19日設置	平成18年7月1日設置	平成18年5月18日設置	平成18年6月29日設置
④ 業 務	設立準備委員会の設立案の検討等	広域連合設立のための所要の検討・ 調整 等	準備委員会の組織・体制、費用負担、 事務所の選定に係る検討、協議 等	設立準備委員会の組織構成や経費 負担等についての検討及び調整
⑤構成メンバー	(検討会]       ·県(国民健康保険課、5名市町村課)         市市村       2名・市町村会2名・町村会2名・町村会3日保連合会1名         ・国保連合会1名       計12名         事務局]       ·県	[役員] ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名  [委員会] ・市村会正副会長市 2名 ・町村会正副会長町 2名 計 4名 ※委員会の他に「部会」を設置。  「事務局」・県 1名名・第4名 ※委員会の他に「部会」を設置。  「事務局」・県 1名名・市町・国保連合会・市町・3名名・1名 計 9名	[検討会]         ·県       1名         ·市町村       18名         ·国保連合会       1名         計 20名         [事務局]       ·県         ·県       4名	「準備検討会議]         ・県       1名         ・市町村       7名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         計 10名         事務局]         ・県

宮崎県	鹿 児 島 県
宮崎県後期高齢者医療広域連合設立 検討会	後期高齢者医療広域連合の設立に 係る準備検討会
広域連合設立準備委員会の設立準備の ための検討会	広域連合設立準備委員会の設立 準備のための検討会
平成18年6月28日設置	平成18年5月29日設置
準備委員会の設立に向けての所要の検討 (準備委員会規約、組織、費用負担、スケ ジュール 等)	準備委員会の設立に向けた所要の 検討(規約案、組織・体制、予算等)
(検討会]         ・県       1名         ・市町村       2名         ・市長会       1名         ・町村会       1名         計       6名         ※検討会の下に「ワーキング・グ・ループ・」を設置。         [事務局]       ・町村会	[準備検討会]         ·県       1名         ·市町村       7名         ·市長会       1名         計       10名         計       10名         事務局]       ·県         ·県       2名
	宮崎県後期高齢者医療広域連合設立検討会  広域連合設立準備委員会の設立準備のための検討会  平成18年6月28日設置  準備委員会の設立に向けての所要の検討(準備委員会規約、組織、費用負担、スケジュール等)  「検討会」・県 1名・市町村 2名・市町村会・市長会 1名・町村会 1名・町村会 1名・田保連合会 1名 1名・番 1名・番 1名・番 1名・番 1名・番 1名・番 1名・番 1

	福岡県介護保険広域連合設立準備	広島県後期高齢者医療広域連合設	滋賀県後期高齢者医療広域連合準	長崎県後期高齢者医療広域連合設
	委員会	立準備委員会	備委員会	立準備委員会
	第1条 本会の名称は、福岡県介	第1条 本会の名称は、広島県後	第2条 本会は、滋賀県後期高齢	
名称	護保険広域連合設立準備委員会	期高齢者医療広域連合設立準備	者医療広域連合設立準備委員会	
13 70	(以下「本会」という。)という。	委員会(以下「本会」という。)	(以下「委員会」という。) と称	
		という。	する。	
	第2条 本会は、介護保険事業を		第1条 後期高齢者医療制度の施	第1条 後期高齢者医療の事務を
	実施する広域連合を設立するた	事業を実施する広域連合を設立	行に向け、その運営を行う広域	実施する広域連合を設立するた
	めに所要の検討、調整を行うこ	するために所要の検討、調整を	連合(以下「広域連合」という。)	め所要の検討、調整を行うこと
目的	とを目的とする。	行うことを目的とする。	を設立するため、調査・検討を	を目的として、長崎県後期高齢
		·	行うことを目的とする。	者医療広域連合設立準備委員会
				(以下「準備会」という。)を設
				置する。
	第3条 本会は、本連合に加入す	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		第2条 準備会は、長崎県内の全
	る市町村(以下「構成市町村」	(以下「市町」という。) をもっ	とおりとする。	市町をもって構成する。
	という。)をもって構成し、本会			
構成及び	に委員会及び検討幹事会を設け	会及び部会を設ける。	※県内全市町長及び国保連合会副	
組織	る。		理事長	2 委員会の委員の定数は、4人
	なお、本会への新規加入及び		·	とする。
	脱退は、委員会の承認により行			
	うことができる。	# . # . # . # . # . # . # . # . # . # .	# . # . <b>* - - - - - - - - - -</b>	# 4 A
	第4条 委員会に次の役員を置く	第4条 委員会に次の役員を置		第4条 委員は、長崎県市長会の
	(1) 会 長 1 名	<	<b>⟨</b> ,	正副会長の市の助役、長崎県町
	(2) 副会長 若干名	(1) 会長 1名	(1) 会 長 1 名	村会の正副会長の町の助役をも
784	(3) 委員若干名	(2) 副会長 1名	(2) 副会長 1 名	って、これに充てる。
委員会	(4) 監事 2 名	(3) 委員 4名	(3) 理 事 若干名 (4) 監 事 2 名	第5条 委員会に次の役員を置
・総会	2 会長は、委員の互選によって 選任する。	(4) 監事 2名 2 会長及び副会長は、委員の互		第5末 安貞云に次の伎員を喧しく。
	選性する。 3 副会長及び監事は、会長が委		3 副会長は、会長が理事のうち	(1) 会長 1人
	3 副云氏及び監事は、云氏が安 員のうちから指名する。	3 監事は、会長が指名する。	から指名する。	(2) 副会長 1人
		4 委員は、広島県市長会及び広	4 理事及び監事は、滋賀県市長	(3) 監事 2人
L	4 安良は、中区の町町にてに目	サ 女貝は、四面ボリズム次い四	マー 位字及い皿字16、瓜貝ボリ及	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

161-

	長の互選によって首長の中から 委員若干名づつを選出する。	島県町村会の正副会長とする。 5 役員の任期は、その属する市	会、滋賀県町村会及び滋賀県国 民健康保険団体連合会(以下「国	2 会長及び副会長は、委員の中から互選によってこれを選任す
	5 役員の任期は、その属する市	町の長としての任期による。	保連合会」という。)から推薦の	る。
	町村の長としての任期による。	6 委員会は、会長が招集し、そ	あった委員をもって充てる。	3 監事は、会長が委員以外の市
	6 委員会は、会長が招集し、そ	の議長は会長をもって充てる。	5 理事及び監事の任期は、市町	町の助役の中からこれを指名す
	の議長は会長をもって充てる。	7 委員会は、本会の重要事項に	の長及び団体の役員の任期とす	る。
	7 委員会は、本会の重要事項に	ついて審議決定する。	a.	4 役員の任期は、市町の助役と
	ついて審議決定する。	ついて留成人たりの。		しての任期による。
	プい ( 奋識次定する。		笠6冬 未易合の次の車項を築	5 委員会は、会長が招集し、そ
		, ·	1	1
			議・決定するため、総会を開催	の議長は会長をもって充てる。
		·	する。	6 委員会は、準備会の重要事項
			(1) 滋賀県後期高齢者医療広	について審議する。
			域連合規約(案)	
			(2) その他重要な委員会の運	
	·		営に関すること	
			2 総会は、必要に応じ会長が招	
,			集し、その議長は会長が充たる。	
•			3 総会の議事は、委員の過半数	·
			が出席し、その委員の過半数で	
			決し、可否同数の時は、議長の	
			決するところによる。	·
	第5条 会長は、本会を代表し、	第5条 会長は、本会を代表し、	第5条 会長は、委員会を代表し、	第6条 会長は、準備会を代表し、
	事務を総理する。	事務を総理する。	会務を総理する。	事務を総理する。
	2 副会長は、会長を補佐し、会	1	2 副会長は、会長を補佐し、会	2 副会長は、会長を補佐し、会
	長に事故あるときはその職務を	長に事故あるときはその職務を	長に事故ある時はその職務を代	4
役員の	代行する。	代行する。	理する。	行する。
職務	3 監事は、本会の会計を監査す	3 監事は、本会の会計を監査す	3 理事は、理事会を構成し、こ	3 監事は、準備会の会計を監査
科以 4力	る。	る。	の規約の定めるところにより、	する。
	<b>%</b>		会務の執行を決定する。	
	·		4 監事は、委員会の会計を監査	
			する。	·
		なった 松市会は 古町のおし屋	第7条 会務の執行に関する事項	
幹事会	第6条 幹事会は、会長が指名す		第7年 芸術の執行に関する事項 を審議するため、理事会をおく。	
・理事会	る市町村の福祉担当課長及び会	療担当課長をもって組織する。		
-T-T-A	長が委嘱する学識経験者をもっ	2 幹事会は必要に応じて、県職	2 理事本は、本文・町本文及い	

-62-

	て組織する。 2 幹事会に幹事長を及び副幹事長若干名を置く。 3 幹事長及び副幹事長は会長が指名する。 4 幹事会は、会長の求めに応じて幹事長が招集し、会議を主宰する。 5 幹事会の議事、その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。
事務局	第7条 本会の事務を処理するため、事務は、高の事務を処理するをの事務である。 2 事務は、福岡県町村職員の事務に高い、大田の市ののは、大田ののでは、、大田ののでは、、本ののでは、、本ののでは、、本ののでは、、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本のでは、本

員、広島県国民健康保険団体連 る。 に幹事長を及び副幹事 合会職員及び会長が委嘱する学 を置く。 識経験を有する者等に意見を求 及び副幹事長は会長が めることができる。

③ 給付部会 ④ 電算部会 ⑤ 総務部会

- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長 を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は会長が 指名する。
- :の議事、その他幹事会 5 幹事会は、会長の求めに応じ て幹事長が招集し、会議を主宰 する。
  - 6 幹事会の議事、その他幹事会 の運営に関し必要な事項は、会 長がこれを定める。

理事により構成し、その議長は 会長が充たる。

- 3 理事会の議事は、理事の過半 数が出席し、その理事の過半数 で決し、可否同数の時は、議長 の決するところによる。
- 4 総会に付議する案件は、理事 会の議決を経なければならな い。

め、事務局を設置する。

- 2 事務局は、広島県自治会館内 に置く。
- 3 事務局は、広島県職員、市町 職員及び広島県国民健康保険団 体連合会職員をもって組織す る。
- 4 会長は、前項の職員の中から 事務局長を定めなければならな い。
- 5 事務局長は、会長を命を受け 本会の事務を掌理する。
- 6 事務局の運営等に関し必要な 事項は、会長がこれを定める。

「会の事務を処理するた│第7条 本会の事務を処理するた│第9条 委員会の事務を処理する│ ため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、滋賀国保会館内に 設置する。
- 3 事務局に事務局長その他必要 な職員を置き、市町及び国保連 合会等の職員から会長が任免す る。
- 4 事務局の組織及び職員に関 し、必要な事項は、会長が別に 定める。

- 第7条 準備会の事務を処理する ため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、長崎県市町村総合 事務組合(以下「組合」という。) 内に置く。
- 3 事務局は、長崎県市町職員、 長崎県職員、長崎県国民健康保 険団体連合会職員及び組合職員 をもって組織する。
- 4 事務局長は、前項の職員の中 から会長が定めるものとする。
- 5 事務局長は、会長の命を受け 準備会の事務を掌理する。
- 6 (「部会」欄参照)
- 7 事務局の運営等に関し必要な 事項は、会長がこれを定める。

- 1	
C	ľ
+	•
1	

<u></u>				
	7 事務局の運営等に関し必要な			
	事項は、会長がこれを定める。			
		第8条 広域連合設立準備等に係	第8条 広域連合の設立準備に係	第7条 1~5 (略)
		る所要の検討・調整は、次の部	る調査・検討及び調整を行うた	6 広域連合設立準備等に係る所
		会編成により行う。	め、研究会を設置するとともに	要の検討、調整は、次の部会編
		① 資格管理部会	必要な部会を設ける。	成により行う。
±0. A		② 給付部会	2 研究会及び部会の委員は、	(1) 総務部会
部会		③ 電算部会	県・市町及び関係機関の職員の	(2) 資格管理部会
,		④ 総務部会	うちから会長が委嘱する。	(3) 給付部会
		2 部会の運営等に関し必要な事	3 研究会及び部会の運営に関	(4) 賦課徵収部会
		項は、会長がこれを定める。	し、必要な事項は会長がこれを	(5) 電算部会
			定める。	(以下略)
	第8条 本会の運営に必要な経費	第9条 本会の運営に必要な経費	第 10 条 委員会の運営に必要な	第8条 準備会の運営に必要な経
	は、福岡県町村会助成金、加入	は、国の助成金、市町の分担金	経費は、市町及び国保連合会が	費は、国補助金、市町の分担金
	市の分担金及びその他の収入を	及びその他の収入をもって充て	負担するものの外国庫補助金等	及びその他の収入をもって充て
会計	もって充てる。	る。	の収入をもって充てる。	る。
	2 本会の会計は年度処理とし、	2 本会の会計は年度処理とし、	2 市町の負担額は、別に定める。	
	福岡県町村会会計規程等に準じ	広島県町村会財務規則等に準じ	3 委員会の会計処理は、国保連	
	て行う。	て行う。	合会の例による。	
	第9条 本会は、広域連合設立後	第10条 本会は、広域連合設立	第11条 委員会は、広域連合の	第9条 準備会は、広域連合設立
1	すみやかに解散し、所有する財	後すみやかに解散し、所有する	設立後速やかに解散し、その所	後すみやかに解散し、所有する
解散等	産等を当該広域連合に引き継	財産等を当該広域連合に引き継	有する財産及び事務は、広域連	財産等を当該広域連合に引き継
	と で		合に引き継ぐ。	<
	第10条 この規約に定めるもの	第11条 この規約に定めるもの	第12条 この規約に定めるもの	第10条 この規約に定めるほ
その他	ほか、必要な事項は会長が別に	ほか、必要な事項は会長が別に	のほか、必要な事項は会長が別	か、必要な事項は会長が別に定
ての他	定める。	定める。	に定める。	める。
	ためる。	V-0100		<u> </u>

## 広域連合と市町村の事務分担(案)

Г	業務内容	権限	条文	市町村の事務	広域連合の事務
$\vdash$	65歳以上75歳未満の者の被保	広域連合	50(1)		被保険者認定
	<u>険者認定</u> 被保険者の適用除外(生活保護等)	広域連合	51①	福祉事務所から月に一回情報を提供	
					資格認定(取得・喪失の確認)
	資格取得・喪失の届出受理	広域連合	54①②	居所不明者の調査事務	居所不明者の資格喪失手続き
	2011-0117 2020-01112	,		資格に関する情報提供	
被保				住基情報の提供	被保険者証交付
険者	被保険者証の交付	広域連合	54③	被保険者証の随時交付(窓口事務)	被保険者証更新時の交付
の資	   被保険者証の回収	広域連合	549	窓口での受付事務	
格管	MAK BE OLIV	AZEI	0-1-0	滞納状況の情報提供	弁明書の発送・回収
理				資格証明書の交付(窓口事務)	交付対象者決定
	資格証明書の発行	広域連合	544056 78	其10世份曾00天刊(赵口子(3)	被保険者証返還請求
					資格証明書発行
	住基情報による届出のみなし	広域連合	54①	広域連合に住基情報の提供	其11 型
	住所地特例	広域連合	55	広域連合に住基情報の提供	
_	E1717-10-19 7-1	四级连日		仏像建立に任委捐報の提供	保険料率決定
		広域連合	10423	税情報の提供	税情報収集
	保険料率の決定			1九月年以少征民	税未納申告者への簡易申告書送付・回収
					保険料率軽減決定
	 保険料の賦課	広域連合	10423		保険料の賦課決定
	普通徴収	広域連合	115① 107①	保険料納期決定	
	日厄林小	109	109	減免申請受付(窓口事務)	減免決定
保	保険料の減免	広域連合	111		減免決定(却下)通知
保険料				数収猶予申請受付(窓口事務)	<b>徴収猶予決定</b>
賦課	保険料の徴収猶予	広域連合	111	[MANIET THIS ] (MAI T 13)	徴収猶予決定(却下)通知
徴	<u></u> 被扶養者に係る保険料減額賦課	広域連合	99②		保険料の減額賦課決定
収	保険料減額分に係る特別会計へ	市町村	99①②	  市町村特別会計への繰り入れ	MRATIO BROOK MARKET MAR
	の繰り入れ	11/41/11	107①	年金からの特別徴収	
			110 104①	保険料の収納	
			1.07()	納入通知の送付	
	保険料徴収	市町村	115②	督促状の送付	
			113	滞納処分	
			115②	延滞金の徴収	
		市町村	105	保険料減額分の繰入金、保険料等の	
<u> </u>	No. 12 → 4111.7	ነነ ሥነ የግ	103	<u>徴収金の広域連合への納付</u>	リルナプト京本
		合付の審査、支払 広域連合			レセプト審査
	理物給付の室本 キャ		70①③④		レセプト保管管理
	近700回りの番互、又仏		56		レセプト点検
					再審査請求 
					診療報酬支払